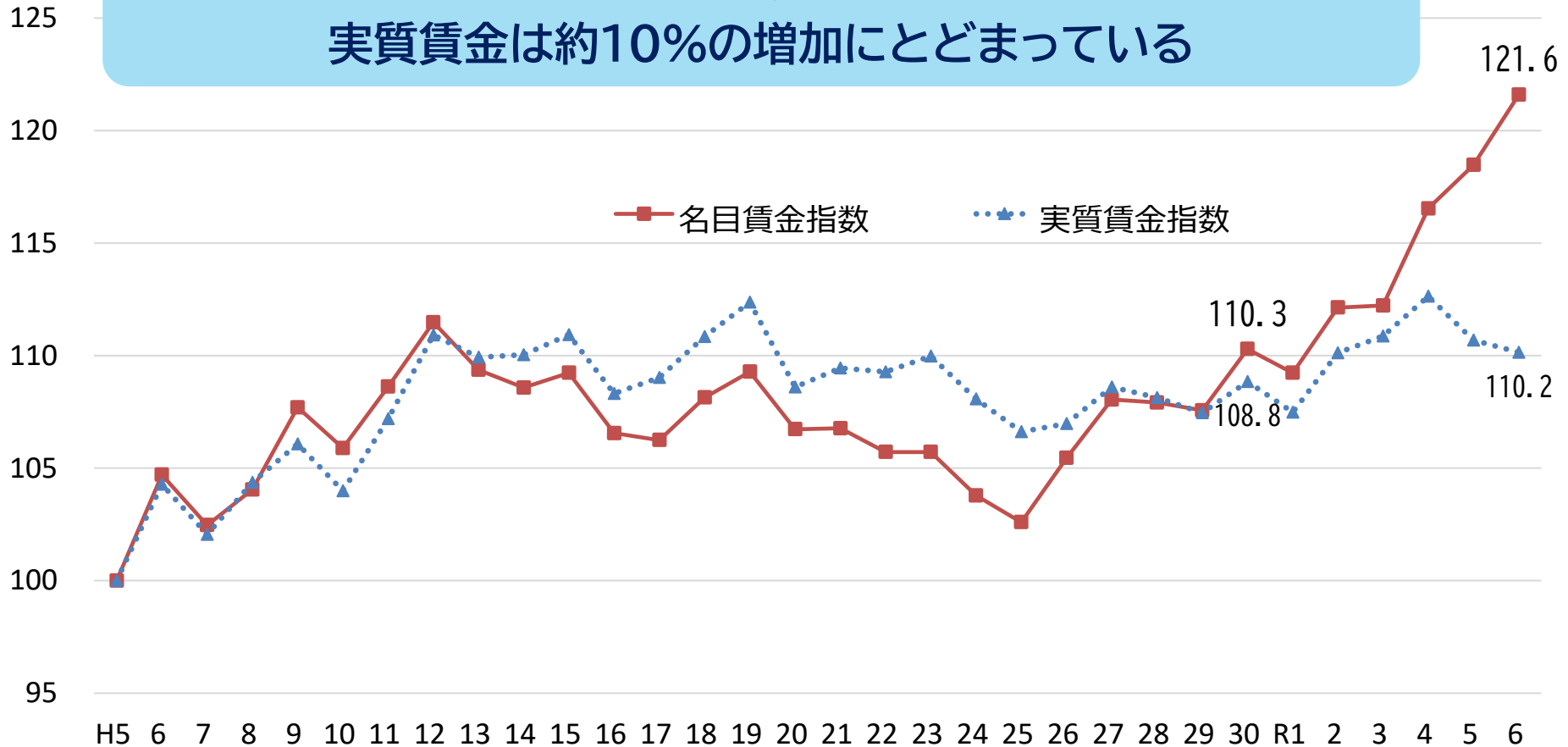


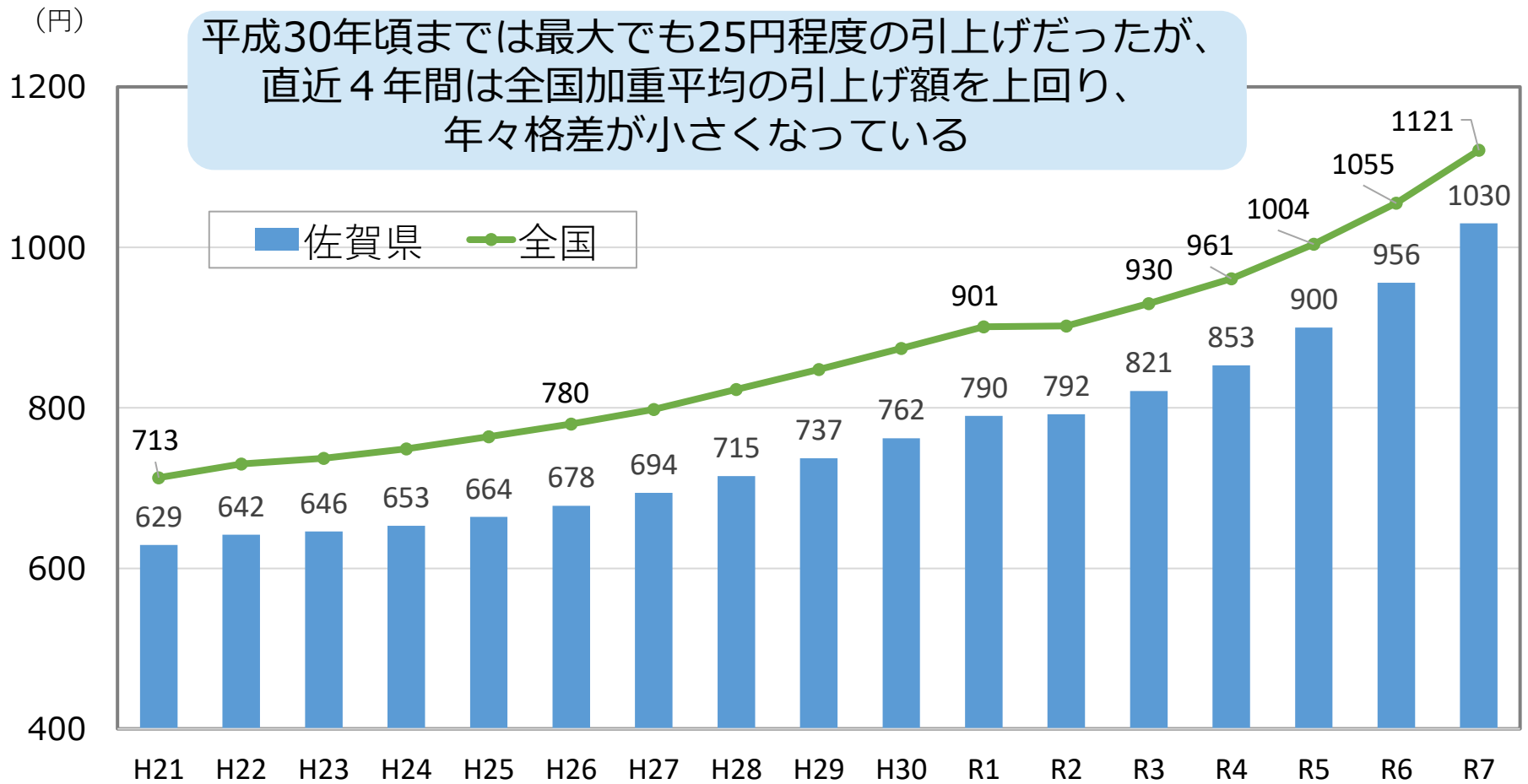
名目賃金と実質賃金の推移（佐賀県）

平成5年からの約30年間で名目賃金は約21%増加しているが、
実質賃金は約10%の増加にとどまっている

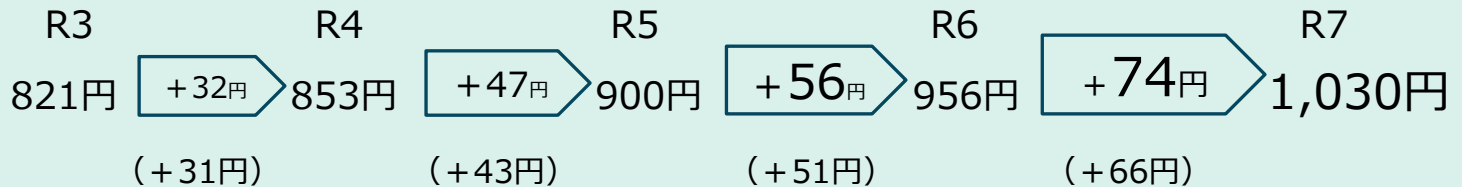


資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」-佐賀県（所定内給与額 産業計・男女計）
1993（平成5）年の賃金額2274百円を100として指数に換算

最低賃金額の推移（佐賀県、全国）



佐賀県最低賃金額の推移

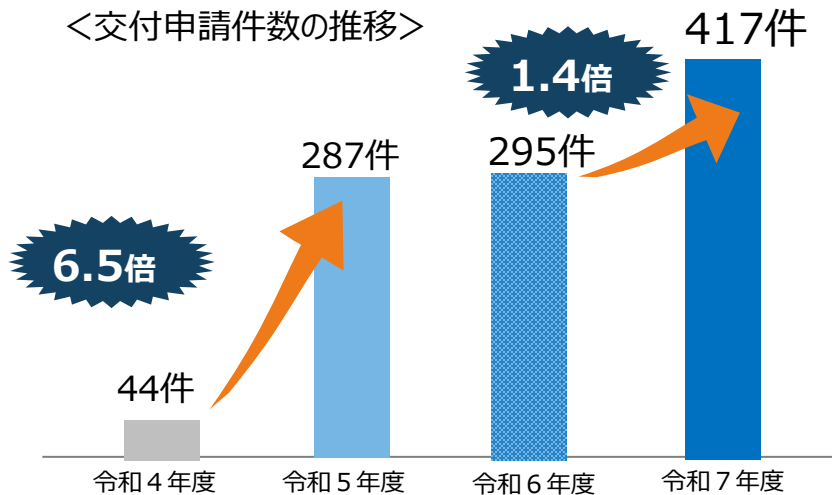


賃金引き上げの支援策（佐賀労働局）

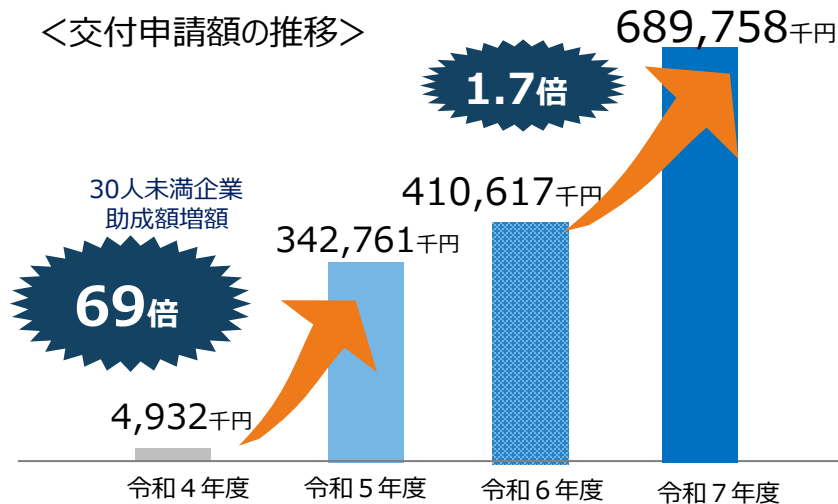
業務改善助成金 ※令和7年度申請はR7/11/20で受付終了

事業場内最低賃金引き上げを支援

＜交付申請件数の推移＞



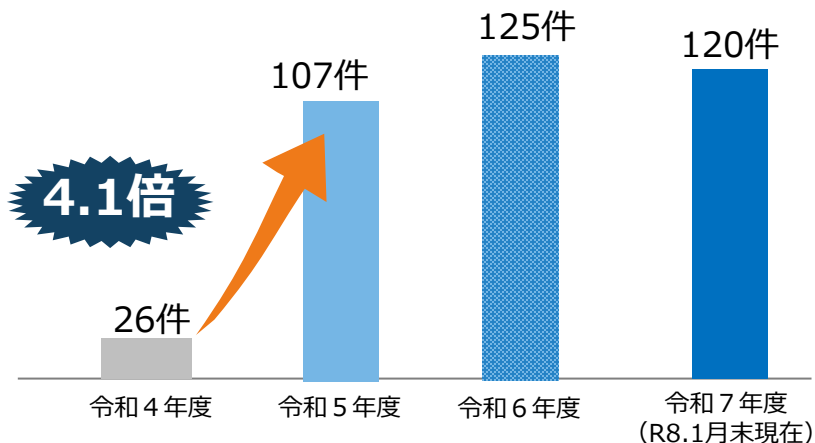
＜交付申請額の推移＞



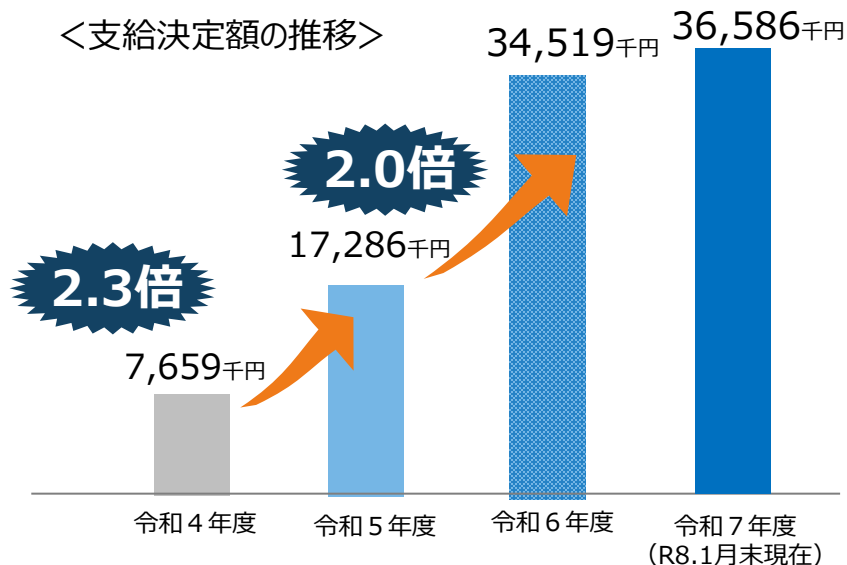
キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

非正規労働者の賃上げを支援

＜計画届提出件数の推移＞



＜支給決定額の推移＞



「業務改善助成金」～県内の活用事例（令和6年度）～

【建設業】プレゼン用CADシステムの導入

（従業員）3人（申請コース）90円コース（引上げ）1人
（助成額）1,468,000円

導入前
内装工事の施工前に専用ソフトを使わずに完成予想図を作成しているため、作成・修正等に多くの時間が必要だった。

導入後
専用システムであるため、操作が容易で作成・修正に要する時間が大幅に短縮され、営業活動等に有効活用できるようになった。

【事業場内最低賃金】
900円→990円へ90円引上げ

【飲食店】スマホオーダーシステムの導入

（従業員）26人（申請コース）45円コース（引上げ）4人
（助成額）1,400,000円

導入前
スタッフが注文を受けるが、混雑時は配膳対応などで客を待たせることがあり、また、オーダーミスなども発生していた。少し広めの店舗で、スタッフの人数が少ないときは注文受、配膳、片付けなどで店内を走り回ることがあり、接触・転倒などの危険性もあった

導入後
・客が自らのタイミングで注文することが可能となり、スタッフは配膳に集中できるようになり、オーダーミスも解消された。
・接触・転倒等の危険性もなくなり、顧客満足度も向上し売上げアップにもつながった。

【事業場内最低賃金】
950円→995円へ45円引上げ

【飲食店】食品用エレベーター、業務用冷蔵庫、業務用食洗器等の導入

（従業員）14人（申請コース）90円コース（引上げ）7人
（助成額）4,500,000円

導入前
厨房・洗い場が1階にあり、配膳・下膳のため1階と2階を往復する必要があり、非効率かつ従業員の負担が大きかったほか、食材のストックができないなどの課題があった。

導入後
・配膳等で1階と2階の往復が不要となり、提供までの時間短縮など効率化、従業員の負担軽減ができた。
・2階で食器を洗うことができ、効率化された。
・食品や食器を持つての階段の上り下りでの転倒・転落の危険性もなくなり、スムーズに提供できるようになった。
大型冷蔵庫の導入で買出し回数も半分以下に減少した。

【事業場内最低賃金】
930円→1,020円へ90円引上げ

【介護事業】リフト付きシャワーキャリー・専用バスタブ（工事含む）の導入

（従業員）26人（申請コース）60円コース（引上げ）11人
（助成額）2,880,000円

導入前
利用者の入浴介助に職員2人で対応する必要があり、時間を要し、かつ、職員の身体的負担が大きかった。

導入後
職員1人での入浴介助が可能となり、入浴時間の短縮、職員の身体的負担が軽減された。

【事業場内最低賃金】
900円→960円へ60円引上げ

信用金庫 × 佐賀労働局で企業と地域の活性化！

(信用組合)

国の助成金制度と連携し事業者の成長を後押ししませんか。

中小企業・
小規模事業者



生産性向上
賃金引き上げ

- ・省力化投資・コスト低減に向けた提案
- ・地域事業者との関係強化

- ・業務改善助成金
- ・キャリアアップ助成金※1
- ・働き方改革推進支援助成金
- ・人材開発支援助成金
- ・人材確保等支援助成金※2

※1. 賃金規定等改定コース
※2. 雇用管理制度・雇用環境整備助成コース

信用金庫
(信用組合)

佐賀
労働局

- ・各種支援施策情報をパッケージで紹介
- ・助成金による事業成長事例を共有・紹介

令和8年度当初予算案 21億円（15億円） ※（）内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 352億円

1 事業の目的

最低賃金の引上げに向けた環境整備のため、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い時間給）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けて支援する。

2 事業の概要・スキーム等

【事業概要】

生産性向上に資する設備投資などを実施し業務改善を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成する。



【対象事業場】

事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未満であること

【見直し内容】

- ・助成率の区分を見直し、4コース制（30円,45円,60円,90円）の賃金の賃金引上げ額を3コース制（50円,70円,90円）に再編
- ・募集時期を令和8年9月1日から令和8年度地域別最低賃金の発効日の前日まで又は同年11月末日までのいずれか早い日に重点化
- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の事業場から、事業場内最低賃金が令和8年度地域別最低賃金未満の事業場を対象を拡充

【助成上限額】

（単位：万円）

引き上げる労働者数	引上げ額		
	50円	70円	90円
1人	30(40)	40(50)	90(100)
2～3人	40(70)	50(100)	150(240)
4～5人	70	130	270
6～7人	90	180	360
8人以上	110	230	450
10人以上（※）	130	300	600

※1 引上げ労働者数10人以上の上限額は一定の要件を満たした場合に適用

※2 「引上げ額」欄の（ ）は事業場規模30人未満

【助成率】

事業場内最低賃金 1,050円未満	事業場内最低賃金 1,050円以上
4/5	3/4

3 実施主体等



4 事業実績

◆ 支給件数：17,616件

※ 令和6年度実績

【参考】令和8年度当初予算案における「賃上げ」支援助成金パッケージ

生産性向上（設備・人への投資等）や、非正規雇用労働者の処遇改善、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援。（※下線部＝R8当初予算案における拡充部分）

生産性向上（設備・人への投資等）への支援

業務改善助成金 【21億円】

拡充

※令和7年度補正予算額352億円

最低賃金の引上げに対応するため、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を助成

➢ 助成率の区分を見直し、賃金引上げ額を3コース制に再編、募集時期の重点化、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の事業場から事業場内最低賃金が令和8年度地域別最低賃金未滿の事業場に対象を拡充

働き方改革推進支援助成金 【101億円】

拡充

労働時間削減等に向けた環境整備のために外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、改善の成果を上げた場合に助成

➢ 小規模の企業における賃上げ支援を強化するため、対象労働者の現行の賃金額を5%又は7%増加させた場合の加算額を拡充

人材開発支援助成金（人材育成支援コース・人への投資促進コース・事業展開等リスキリング支援コース） 【533億円】

拡充

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等助成

➢ 事業展開等リスキリング支援コースにつき、訓練終了後、労働者が訓練によって得た知識及び技能を活用し生産性向上を図ることのできる機器・設備等を購入した場合に助成（中小企業のみ対象）

人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）

拡充

【18億円】

雇用管理改善につながる制度等（賃金規定・人事評価制度や職場内の雇用環境の整備等）を導入し、離職率低下を実現した事業主に対して助成

➢ 対象労働者の賃金を5%以上増加させた場合の加算に加え、①雇用環境を整備し対象労働者の賃金を7%以上増加させた場合の加算、②雇用管理に困難を抱える事業所が対象労働者の賃金を3%以上増加させた場合の加算を新設

非正規雇用労働者の処遇改善

キャリアアップ助成金（正社員化コース・賃金規定等改定コース）

拡充

【554億円】

①非正規雇用労働者を正社員転換し、従前よりも賃金を3%以上増加させた場合（正社員化コース）、②非正規雇用労働者の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用した場合（賃金規定等改定コース）に助成
➢ 正社員化コースにつき、非正規雇用労働者に係る情報開示を新たに行った場合の加算措置の創設

より高い処遇への労働移動等への支援

早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース） 【9.5億円】

事業規模の縮小等により離職を余儀なくされた者を早期に雇い入れたうえで、賃金を雇入れ前と比較して5%以上上昇させた事業主に助成

早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース） 【10億円】

拡充

賃金上昇を伴う中途採用者の雇用拡大を図る事業主に助成

➢ 中途採用を拡大し、雇入れた中途採用者の賃金を、雇入れ前の賃金と比較して5%以上上昇させた場合に助成するほか、生産性の向上や会社全体の賃金の底上げに取り組む場合に加算措置を実施

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース） 【1億円】

在籍型出向を活用して労働者のスキルアップを行うとともに、出向復帰後の賃金を出向前と比較して5%以上上昇させた場合に、出向元事業主及び出向先事業主に対し助成